

事務連絡  
平成30年8月9日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について

保育行政の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が平成30年7月25日に公布されたところですが、その趣旨及び主な内容について、厚生労働省健康局より別添のとおり通知が発出されています。

今回の改正では、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除いた喫煙の禁止、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について改正がなされています。

対象施設の範囲や施行の時期については今後定められることとなりますが、児童福祉施設等については、原則敷地内禁煙が義務付けられる予定です。

今回の改正の趣旨を鑑み、保育所等において適切な対応がとられるよう、各都道府県におかれましては、制度の運用に当たり、参考にしていただくとともに、管内の市区町村や関係機関等に周知していただくよう、お願いいたします。